

議員案第35号

自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）を含むmRNAワクチンの国民への接種に中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

安田 けいこ

斎藤 康夫

# 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）を含むmRNAワクチンの国民への接種に中止を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に対する新タイプの自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）が、令和5年11月28日世界に先駆け国内で承認され今秋・冬以降の定期接種で使用される見込みだが、国民への接種中止を求めたく、理由を以下のとおり述べる。

## 1 安全性の懸念

厚生労働省によると新型コロナワクチンによる健康被害救済制度認定数は7,835件／死亡認定件数747件(令和6年7月31日現在)となっており、過去45年間に申請された全ワクチンの累計健康被害認定件数3,522件／累計死亡認定151件を大幅に上回っており、過去に類を見ない健康被害が国民に生じている。さらに、予防接種健康被害救済制度の申請は煩雑であることから、実際の健康被害はこの件数よりも多いことが推定される。自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）においても、従来のmRNAワクチンと同様の健康被害が起こることは十分に予想される。mRNAワクチンの真相究明や被害救済を進めるどころか、新たに承認された自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）は、大規模治験を実施したベトナムでは未だ承認されていない点や、この度対象株となり得るJN.1に対してはヒトでの臨床実験は行われていない点から、心配の声が国民から上がっている。また、唾液や血液、汗、尿を介し、mRNAやスパイクタンパク質等が体外へ排出され、ヒトからヒトへ伝播する可能性が否定できないという見方もある。

## 2 効果の不確実性

新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染した場合の重症化率は低くなっており、厚生労働省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は令和5年8月時点で季節性インフルエンザを下回っている。その後も変異を繰り返している新型コロナウイルス感染症について、中長期的なデータが不足している上に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類された現在において、健康被害の割合が高く未だ臨床試験の一部が継続されているmRNAワクチン及び新たに承認となった自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）を使用するのは、感染リスクに対しワクチンの安全性の担保が不十分である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、新型コロナウイルスワクチンに関して、下記の事項を実施するよう強く要望するものである。

- 1 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）を含む、mRNAワクチンの国民への接種の中止を求める。
- 2 国民へのmRNAワクチンの健康被害状況の周知とmRNAワクチンによって生じた健康被害の救済強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様

議員案第36号

郵便投票制度の対象拡大及び投票環境の更なる整備を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

## 郵便投票制度の対象拡大及び投票環境の更なる整備を求める意見書

選挙権は、国民主権における重要な権利のひとつであり、更なる投票機会の確保や利便性の向上に向けた環境整備が必要である。

公職選挙法には、「郵便等による不在者投票（郵便投票）」が規定されている。2013年の法改正で対象者が「介護保険の被保険者証」の要介護状態区分が「要介護5」と認定された方に拡大され、「代理記載制度」が創設された。

総務省は2017年、「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」を受け、「要介護3」と認定された方も郵便等投票の対象とすることが適切であること、及び「在宅高齢者の移動支援」や「移動期日前投票所」等の取組について更なる展開を図ることを提言した。

他方、障害がある人の対象は、身体障害者手帳を持つ方のみで、更に等級が限定されていることから、「障害の種別や等級に限らず、郵便投票を認めてほしい」といった訴えが起こっている。精神障害が対象になっていないのは、選挙権を保障した憲法に違反するとして、損害賠償を求める訴訟において、最高裁判所は2006年7月、原告の訴えを退けたものの「選挙権は民主主義を支える権利なので、精神的な障害がある人が投票しやすい制度を検討すべきだ」と指摘した。

そもそも郵便投票制度は、障害がある人からの求めにより1950年に法律が改正された。翌年の選挙で不正利用が相次いだことから一時的に廃止されたものの、その後、身体に障害がある人を中心に制度を望む声が高まったため1974年に等級を限定した現行制度ができた経緯がある。

「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」では、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上も検討しており、障害者等の投票環境向上については、代理投票において衆人の前で投票を行うことによる投票の秘密の確保に係る懸念や、知的障害者への投票支援、投票所に行くことが困難な障害者への配慮を課題としている。各選挙管理委員会は移動期日前投票所の設置や投票所等への移動支援に積極的に取り組むとともに、総務省としても必要な支援を行うべき等の検討事項を示しているが、郵便投票制度の対象は拡大されておらず、様々な環境にある有権者が投票しやすい環境の整備も不十分である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、郵便投票制度の対象拡大及び投票環境の更なる整備を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様

議員案第37号

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

清水 が く

五十嵐 京 子

水 上 洋 志

小 林 正 樹

## 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023（令和5）年の高齢運転者による交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数（75歳以上583万人・80歳以上229万人）は、2009年の数値（75歳以上324万人・80歳以上119万人）と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢運転者が増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられている等の経緯から、運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、小金井市議会は、政府に対し、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、安全に自動運転の継続が行えることや車両を自動で安全に停止させる機能などの技術向上を強化するなど、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等について、以下の取組を求めるものである。

- 1 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組の検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
経済産業大臣 様  
国土交通大臣 様

議員案第 38 号

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を  
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

清 水 が く

五十嵐 京 子

渡 辺 ふき子

## 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（以下「COPD」という。）は、主として、たばこの煙やPM<sub>2.5</sub>などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせ、急激に状態が悪化することを予防することが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2千人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について、特段の対応を求めるものである。

- 1 地域におけるCOPDの検査体制を強化すること。
    - (1) 地域の医療機関へのCOPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底
    - (2) 画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及
  - 2 受診勧奨対策及び重症化予防対策を推進すること。
    - (1) 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入
    - (2) COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
    - (3) COPD関連の厚生労働科学研究費の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化
  - 3 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーを向上させること。
    - (1) COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進
    - (2) COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様



議員案第39号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

清 水 が く

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

齋 藤 康 夫

渡 辺 ふき子

片 山 かおる

## 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048人（在籍児童生徒に占める割合3.2%）と10年連続で増加し、東京都でも2万6,912人（在籍児童生徒に占める割合は3.22%）と高水準で推移している。また、不登校の定義である「年間欠席30日以上」の条件には当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっている等の事実上の不登校や、欠席日数30日未満ではあるものの常習的な遅刻が続く場合も含めると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言え、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると言える。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、月額3万3,000円程度（文部科学省調べ）にもなる利用料の経済的負担は大きく、身近に通う場所がない場合は遠方への通学となり、児童生徒やその家族、関係者の身体的、時間的、心理的負担を加味しなければならない。特に遠方から通う場合の交通費等の負担は大きく、経済的な理由で利用を諦めざるを得ない現状があることも考慮する必要がある。

また、フリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動等は社会的自立に向けた学びの場として重要な役割を果たしていることから、全ての子どもたちに学習の機会を確保するための重要な場所であり、経済的支援を含む制度の確立を早急に検討すべきと考える。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考える。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するため、下記の事項の実現を強く求めるものである。

- 1 教育機会確保法の制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。
- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営に対する補助など経済的支援制度の確立を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
文部科学大臣様  
内閣府特命担当大臣（子ども政策）様

議員案第40号

地域公共交通への支援とシルバーパスの改善を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

## 地域公共交通への支援とシルバーパスの改善を求める意見書

全国でも都内でも、住民に欠かせない地域公共交通の衰退が深刻で、バス路線などの減便や廃止が増え、思い切った支援無しでは地域公共交通の維持ができなくなっている。

2021年に策定された国の「第2次交通政策基本計画」でも「交通事業が独立採算制を前提として存続することはこれまでも増して困難」だと述べ、「あらゆる地域において、路線の廃止・撤退が雪崩を打つ交通崩壊が起きかねない」と危機感を強めている。

2022年に東京都は「東京における地域公共交通の基本方針」を策定し、2040年代の地域公共交通を目指して、「持続可能な輸送スキームの構築」を踏まえた施策を推進することを明らかにしている。しかし、現実には、地域公共交通は、運転手不足やコミュニティ交通の財政負担問題が深刻化して、地域公共交通が持続可能どころか減便や廃止が続出し、交通弱者が移動の困難を抱えている。

地域公共交通を維持できない要因の一つは、バス会社が採算を維持していくことが困難であること、二つ目は運転手不足である。誰もが身近に利用できる地域公共交通の保障は事業者任せではできないことが明らかであり、都として地域公共交通を守り抜く姿勢を明確にすることが必要である。

また、移動手段の少ない地域の解消や、公共施設などへの移動手段を確保するという役割を持つコミュニティバスなどにシルバーパスを適用することは、高齢者の社会参加の促進に役立つことにつながるため、重要である。また、現状住民税非課税の場合、パス券は1,000円であるが、非課税以外は2万円である。非課税以外のパス券の負担が重く、パスを購入することを諦める高齢者がいる。低所得者が安心して購入できるように改善することが求められている。

バス路線ならどこでも安心してシルバーパスを利用できるように、東京都の抜本的な支援の強化を求めるところである。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 路線バス、コミュニティバス、タクシーなど公共交通を維持するため、区市町村、バス会社に対する支援を抜本的に強化すること。
- 2 シルバーパスをコミュニティバスにも適用できるように財政的な支援を行うこと。
- 3 シルバーパスの料金に新たな料金体系を補充すること。
- 4 国に対し、交通政策基本法に明記されていない国民の「交通権の保障」を明記すること及び財政的な支援や基金の設置などにより、民間事業者や地方自治体を支援するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

東京都知事 様

議員案第41号

在沖縄米空軍兵による少女誘拐・暴行事件に抗議し、その根絶および日米地位協定の改定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

安田 けいこ

坂井 えつ子

水上 洋志

片山 かおる

在沖縄米空軍兵による少女誘拐・暴行事件に抗議し、その根絶および日米地位協定の改定を求める意見書

沖縄県嘉手納基地所属の米空軍兵が、昨年12月24日、16歳未満の少女を誘拐し性的暴行を加えたとして、今年3月27日、那覇地検により、わいせつ目的及び不同意性交等罪で起訴された。ところが、政府はこの事件について把握しながら、沖縄県に対して通知をしておらず、司法取材にあたっていた記者の気づきによる6月25日の新聞報道を通じて初めて、沖縄県は本事件を知ることとなった。

沖縄県では米兵・軍属らによる犯罪が繰り返されてきており、1995年には、12歳の少女への暴行事件をきっかけに県を揺るがす怒りの県民大会となった。1997年、「事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限とするため、在日米軍に係る事件・事故の発生の情報を、日本側及び地域社会に対して正確かつ直ちに提供することが重要であると認識する」とした文書が、日米合同委員会において合意され、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」が定められた。これは日米が守るべき、あらたな通報ルールであった。

しかし、冒頭に記した事件においては、このルールが守られず、通報経路が途中で絶たれたことにより、合意文書の重要な目的である地域社会への事件発生の伝達が果たされず、東京都、神奈川県、青森県、山口県、福岡県、長崎県においても米軍関係者が、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪の疑い等で書類送検及び逮捕された事件が地元自治体に知らされていなかったことが、今回の問題を通して明らかになった。

昨年12月の米軍辺野古新基地建設の「代執行」強行、今年4月の日米首脳会談、5月のエマニュエル駐日米国大使の沖縄訪問、6月の沖縄県議会選挙と、重要な政治日程が相次いでおり、政治的思惑で、県民及び国民の怒りの表面化を回避しようと事件を隠蔽したのであれば重大な問題である。

政治的思惑のために国民の命と安全、女性の尊厳を犠牲にすることは絶対に許されない。米兵が暴行を繰り返すことを国が隠蔽し、事実上かばうようでは、県民が安心して暮らすことはできない。

さらに、9月5日には、6月下旬にこれまで報道されている事件に加え、別の成人女性への性的暴行事件があったことが新たに発覚した。

折しも本年10月にはジュネーブで女性差別撤廃委員会による日本報告審議が行われる。紛争下における女性の人権を保障する国連安保理決議1325号を採択し第3次行動計画を策定している日本で、在日米軍人・軍属による性犯罪が無くならないことに怒りを持って厳重に抗議する。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、地方自治の理念に基づき下記の事項の徹底、実現を強く求めるものである。

- 1 事実関係と政府対応の全容を明らかにすること。
- 2 1997年の日米政府の合意文書の趣旨と合意に至った経緯を再認識し、在日米軍人・軍属に係る事件・事故の発生の情報を、通報手続に従って地元自治体に速やかに提供する体制を再構築すること。
- 3 外務省は、日米政府が被害者に謝罪と十分な補償を遅滞なく行うように、責任をもってあたること。
- 4 米軍人等の特権的に扱う日米地位協定の抜本的改定に向けて力を尽くすこと。
- 5 米軍基地の有無に関わらず、地方自治体に対し地方分権の推進に添って対等な関係を築いていくために不断の努力を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
外務大臣 様  
防衛大臣 様  
内閣官房長官 様  
警察庁長官 様

議員案第42号

ミャンマーに民主的な政治体制と国民の平和を早期回復するために日本政府に具体的で迅速かつ実効性ある行動を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

安田 けいこ

水上 洋志

片山 かおる

ミャンマーに民主的な政治体制と国民の平和を早期回復するために日本政府に具体的で迅速かつ実効性ある行動を求める意見書

2021年2月1日にミャンマー国軍による違法・不当な軍事クーデターが強行されてから3年以上が経過する中であって、依然として、国軍・国家統治評議会（以下「SAC」という。）による暴力支配・恐怖政治に反対し、平和と民主体制の回復を求めて声を上げた多くのミャンマー市民の命が、軍や警察による暴力と武力の行使によって奪われ、かつ膨大な数の人々が貧困や飢餓に苦しんでいる。国軍による空爆や村々への焼き討ちで故郷を追われ、避難を余儀なくされている国内避難民（以下「IDPs」という。）はすでに260万人を超え、その数は現在も増え続けている。

さらに今年2月10日、国軍/SACは突如、徴兵制の実施を発表した。4月以降に毎月およそ5,000人を招集して、訓練もなしに「人間の盾」として最前線へ送り込む計画を立てていることが明らかになり、命を守るために海外へ脱出しようとする若者が急増している。しかし、国軍は、若者たちの海外渡航を止めようと企てており、日本への渡航を希望する技能実習生や留学生にも影響が出始めている。

クーデター発生以降、政府は国連諸機関や東南アジア諸国連合（ASEAN）等を通じて、IDPsや貧困世帯に人道支援を行っているが、現状では国連機関も国軍の監督下であり、制約を受けた活動しか展開できていないことも事実である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、ミャンマーにおいて1日も早く人権・民主主義が回復されるようにするため、以下の実効性ある具体的な政策を進めるよう求めるものである。

- 1 2021年6月に衆参両院で採択された「ミャンマー軍事クーデター非難」の国会決議の実現のため、これまで以上に具体的かつ実効性ある対応を行うこと。
- 2 国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、国軍によるミャンマー国民への残虐行為の即時停止、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含む不当に拘束されている全ての被拘束者の即時解放、民主化活動家や学生への不当な拘束と死刑執行の即時停止、民主体制への無条件復帰を強く求めること。
- 3 国軍の兵器購入資金を断つため、国軍指導者や軍系企業に対する標的制裁を行うこと。
- 4 IDPsの命を守るために、国連機関経由の支援に加え、ミャンマー国民統一政府（NUG）や少数民族系のNGO/NPO/市民団体等とも連携・協力した国境越えの人道支援を行うこと。
- 5 国軍による迫害から命を守るために国境を越えてタイやインド、バングラデシュなど隣国に滞在しているミャンマー市民の人権保護・救済、在留支援・正規滞在化等のために近隣国政府と協議し、働きかけを行うこと。また、国軍からの迫害を恐れて帰国できない在日ミャンマー人への緊急避難措置の継続や、日本への渡航を希望する若者らへの支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
法務大臣 様  
外務大臣 様



議員案第43号

現行の健康保険証の廃止・マイナ保険証への一本化を強行しないよう求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

## 現行の健康保険証の廃止・マイナ保険証への一本化を強行しないよう求める意見書

政府は、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードの保険証としての利用（いわゆるマイナ保険証）に一本化する方針で、今年12月2日以降は、現行保険証の新規発行を中止するとしている。

マイナンバーカードの保険証利用をめぐるのは、昨年、医療機関で「保険資格情報が照会できない」、「別の人の保険資格情報・医療情報が閲覧できる、逆に言えば、自分の情報を他人が閲覧できる状態となっている」等々のトラブルが頻出し、大問題となった。政府は、自治体・保険組合等に対して紐付けミス等の総点検作業を指示。作業が完了し、ミスは訂正されたとして、予定通り、今年12月2日以降は現行保険証の新規発行はしないとしている。

仮にデータ上の紐付けミスが全て訂正されたとしても、医療機関でのカード読み取り端末や回線の不具合・不調で医療機関がトラブルを避けるため、患者に対し、マイナ保険証を持っている人であっても、念のため通常の保険証を持参するよう促しているのが現実である。また、かねてより指摘されてきたとおり、カード読み取り端末が必要なマイナ保険証は、災害による停電時には役に立たず、かえって混乱を招くことが今年1月の能登半島地震でも実証されている。

このような状況で、マイナ保険証を使用することについて、不安を抱く人がいることは当然である。政府は、インセンティブを与える一方で締め付けを強化し、いわば「アメとムチ」で懸命にマイナ保険証の利用へと誘導しているが、医療機関におけるマイナ保険証の利用率は低迷を続けており、現行保険証の新規発行を中止するという12月2日まで残り半年を切った今年7月でもわずか11%、1割ほどに過ぎない。

そもそも、マイナンバーカードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律でも申請により任意で取得・保有するものとされている。「国民皆保険」が原則の我が国において、健康保険証の廃止・マイナ保険証への一本化は、実質的なマイナンバーカードの強制に他ならず、法令上も許されない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、健康保険証廃止とマイナ保険証への一本化、つまりマイナンバーカードの事実上の強制に反対し、以下の事項を求めるものである。

1. 「現行の健康保険証の廃止・マイナ保険証への一本化」という方針を撤回し、現状通り、「現行保険証とマイナ保険証の併用」を続けること。
2. 「保険証の廃止」という言葉がいわば「ひとり歩き」しており、今年12月2日以降は現行保険証が使えなくなると誤解している人が多数いる。仮に、現行保険証の新規発行をどうしても中止するという場合、混乱を避けるため、今年12月2日以降について、下記の事項を明確に周知・広報すること。
  - (1) その時点で手元にある健康保険証は、有効期限までそのまま使えること。
  - (2) マイナンバーカードは持っているが保険証として利用するための設定をしていない、またはそもそもマイナンバーカードを持っていない人に対しては、当面の間は申請不要で、その後も申請すれば、資格確認書が交付されるため、マイナ保険証なしで保険診療を受けることができること。
  - (3) 既にマイナ保険証を持っているが、使用に不安を感じている人は、今年10月からは保険証としての利用登録が解除できるようになること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
厚生労働大臣 様  
デジタル大臣 様

議員案第44号

介護保険の訪問介護事業所の厳しい運営状況への支援に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

安田 けいこ

坂井 えつ子

水上 洋志

片山 かおる

## 介護保険の訪問介護事業所の厳しい運営状況への支援に関する意見書

本年4月から訪問介護報酬の引き下げが実施された後、市議会では小金井市内の介護事業者と懇談し状況を確認した。

現在、国や東京都は、ヘルパー給与である人件費に対して処遇改善加算や居住支援手当といった補助を出しているが、給与が上がることで労働保険料や社会保険料も大きくなっている。

その一方で、訪問介護報酬は減額され、市内の各事業所の利益は抑えられた状態であり、高齢者が増えているにも関わらず、売上げは8割の事業所で減額となっており、どの事業所も運営実態が厳しい状況である。

厚生労働省は訪問介護事業の運営効率が良いという理由で報酬を減額したとのことだが、この背景には統計調査のあった2021年から2022年頃に新型コロナウイルス感染拡大の際の対策補助金が大きく運営に貢献した結果であり、基本報酬が大きかったためではない。また、元々訪問介護事業は処遇改善加算の比率が22.4%と他のサービスより大きく、以前より報酬を主軸にした制度設計を願う声があった。

小金井市介護事業者連絡会が、市内の事業所の現況調査をしたところ、全国的な大手とされる事業所や介護保険による特別養護老人ホームなど大規模施設を併設する事業所でも販売管理費（人件費・家賃・通信費など。総収入から減ずると純利益が算出できる）が96%までになる月もあり、そのうち70%から90%が人件費となっている。

企業としての利益はごく僅かであり、単独運営する小規模事業所においては赤字の月が頻繁にある。複数の事業を行う事で訪問介護を維持している法人であっても、これ以上厳しくなれば不採算部門として訪問介護事業の閉鎖をしかねない状況である。また、市町村が実施者となっている利益率の悪い総合事業（要介護度が要支援1・2向けサービス）を引き受けていない事業所が既にあるが、今後更に増える懸念がある。小規模事業所の閉鎖、撤退も現実的な問題として迫っている。

近年の訪問診療への報酬確立や訪問看護ステーションの普及によって、20年前は夢であった多くの市民の「亡くなるときは住み慣れた我が家で」という願いは現在、在宅のターミナルケアとしてかなりの割合で実現している。ただ、それを実行できるのは訪問医療との間を埋めているヘルパーの訪問があるからである。

このままの状態が続けば市民は人生最期の願いを手放すことになる。また、採算性の低い総合事業では、早くから利用している高齢者の要介護度の悪化のスピードを抑えているという報告もあるが、安きに流れて健康寿命をみすみす縮めるような環境になっている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地域の介護事業者の声を反映した以下の事項を求めるものである。

- 1 介護事業所の家賃補助などの管理費への支援を行うこと。
- 2 総合事業への経済的評価の向上を行うこと。
- 3 訪問介護報酬の早期見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会 議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様

議員案第45号

小金井市議会議員定数条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月18日提出

小金井市議会議員

五十嵐 京 子

小 林 正 樹

渡 辺 大 三

(提案理由)

現在、多摩26市中、小金井市を除く人口11～12万人台の類似3自治体(昭島市、国分寺市、東久留米市)の全てが議員定数22人であり、小金井市議会だけが24人と突出している。特に小金井市よりも人口が多い国分寺市ですら、平成30年9月に議員定数を2減していることは、直視すべきである。

地方自治法では、最小の経費で最大の効果をあげることを求めており、財源が市民の血税であることを考えると、その対象は市職員に求めるだけではなく、議会も真摯に取り組む必要がある。このことは第10期行財政改革市民会議の答申にも指摘されている。

この数年小金井市議会では、定数を含めた議会の在り方の検討を続け、令和4年9月の市民アンケートでは議員の定数について、「多い」が26.2%、「適当」が16.7%、「少ない」が0%となっており、現時点での市民の意向ははっきりした。令和5年1月には議員定数に関して公聴会を開催し、賛否いずれに関しても市民の声を聴いている。

4年前には、削減数を2として、議員案を提出し議論したものの否決となった。削減に慎重な議員の意見も加味し、現状欠員1の23人で議会運営を行っている実態を踏まえ、今回は大きな変化を伴わない議員定数1減を提案するものである。

## 小金井市議会議員定数条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員定数条例（昭和26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「23人」に改める。

### 付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員案第45号資料

小金井市議会議員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき小金井市議会議員の定数を<u>23人</u>とする。</p> <p>付 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき小金井市議会議員の定数を<u>24人</u>とする。</p>	<p>定数の削減</p>